

甲府法人会たより



写真：ミニバスケットボール・税金教室

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



令和6年8月

第163号

題字 関 会長

法人会
消費税期限内納付
推進運動

主な内容

巻頭寄稿
第14回定時総会
甲府税務署の異動関係
税金教室
源泉部会講習会 等
ミニバスケットボール・税金教室
タオル等寄贈
令和7年度税制改正に関する提言
法律相談Q & A
税務相談Q & A

来年の「法人会全国青年の集い 山梨大会」にむけて



公益社団法人甲府法人会 青年部会 副部長
（第39回法人会全国青年の集い山梨大会）実行委員長

中沢 雄一

来年11月20・21日に開催される「第39回 法人会全国青年の集い山梨大会」（以下、「青年の集い」）の大会実行委員長を務めます中沢です。

前号（4月号）で、大会会長を務める大木会長の記事にもあります通り、「青年の集い」は毎年1回、全国の青年部会員約2,000人が集まり、地域社会に対する活動や租税教育を中心テーマに、情報交換や研鑽の場として開催されています。

山梨大会にむけて、昨年9月に実行委員会を立ち上げ、甲府法人会青年部会を含む、県内の4法人会青年部会が一丸となって準備を進めており、これまで4回の実行委員会を行って日程や場所、大会スローガンや大会シンボルマークなどを協議してきました。さらに大会運営にかかる業務について、

8つの委員会を作り、各青年部会へ担当を振り分け、現在は個別の委員会で細部を進めているところです。

なかでも甲府法人会青年部会は「総務委員会」、「広報委員会」、「租税教育・健康経営プレゼン担当委員会」、「式典・記念講演会担当委員会」の4つの委員会を担当します。また、来年の山梨大会の運営に関する準備を進める中、今年の「青年の集い」が、11月7日・8日に福井県で開催されますので、そこで次年度開催地である山梨県のPRの準備が最初の活動となります。県内の4つ青年部会において、それぞれの名所でPR動画の撮影を行い、山梨大会にお招きする準備をしています。

来年、全国から多くの青年部会員の方々に山梨の地を訪れていただけるよう一杯のPRをしてまいりたいと思います。

これからの準備において、様々なハードルがあるかと思えます。親会の役員の皆様や、会員企業の皆様方のご協力をお願いするとともに、6年前に「全国女性フォーラム山梨大会」を大成功に導きました女性部会の皆様から「おもてなしの心」を学ばせていただき、大会の成功にむけて努力してまいりたいと思います。

（有限会社中沢実業 専務取締役）



（山梨大会PR動画撮影シーン）

《大会スローガン》

人は石垣 人は城

（光り輝く未来のために）

戦国時代、郷土の英雄『武田信玄』は、「人は城 人は石垣 人は堀 情けは味方 仇は敵なり」と、立派な城などより大切なものは「人」であり、絆であると詠みました。

名峰富士のもと、全国から集う仲間が「絆」と「助け合い」の心で、各単位法人会・県連に法人会活動の城を築き、全国の法人会の活動が輝くことで、地域や国の将来を担う子供たちの光り輝く未来につながる大会になる様、願いを込めております。

《大会シンボルマーク》

山梨県の最大のシンボルである富士山を「人」と「城」に見立てています。さらに武田家の家紋である4つの菱形を「石垣」に見立て、山梨県内4単位会を表現しています。青年部会が次世代を担う子供たちのために、光り輝く活動を行えるよう、富士山の上に星を配置しています。



第14回定時総会を開催

5月21日、アピオ甲府において、第14回定時総会を開催し、会員企業102社が出席しました。

本総会は関会長の挨拶の後、第42回理事会決議を経て上程された議案の審議を行い、令和5年度決算、役員補選の議案が審議され、満場一致にて承認されました。

令和6年度も、「税知識の普及・啓発活動」の拡大、社会貢献事業などに一層力を入れていくことなどを確認しました。

定時総会後の表彰式では、当会に永年ご尽力をいただいた役員等に対する表彰を行いました。

本年度総会において表彰を受けた方々

功労者表彰受彰者 ※敬称略
 (敷島支部 支部長)

理事 雨宮 恵美
 (有)雨宮オート
 ボディーサービス

理事 飯島 明美
 (女性部会 部会長)
 (株)入兆

会員増強表彰
 ソンキヤ・ナビン (株)世界貿易

保坂 康仁 A I G 損害保険(株)

本年度総会において新たに役員に選任された方

理事 鈴木 利洋
 (株)山梨文化会館



あいさつする関会長



あいさつする飯島女性部会長

5月14日、女性部会及び青年部会の第14回定時総会を古名屋ホテルにおいて開催しました。甲府税務署の穴澤署長をはじめとする幹部職員の皆様、親会から関会長と近藤副会長にご出席いただきました。

女性部会及び青年部会ともに、令和5年度の事業報告と令和6年度の事業計画が満場一致にて承認されました。

両部会ともに、承認された事業計画に沿って、特に租税教育活動に注力して活動を進めていきます。

女性部会・青年部会の定時総会を開催
 租税教育活動を積極的に取り組むことを承認



女性部会・青年部会 合同懇親会



あいさつする大木青年部会長

着任の御挨拶



甲府税務署長

轟

智春

残暑の候、公益社団法人甲府法人会の皆様には、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で甲府税務署長を拝命し、東京国税局調査第二部次長から転任して参りました轟でございます。前任の穴澤同様、よろしくお願い申し上げます。

関会長をはじめ甲府法人会の皆様には、平素から円滑な税務行政の運営に格別の御理解と御協力、御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

甲府法人会の皆様におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」という理念の下、税の啓発、税知識の普及を目的とした各種研修会の開催や小学校での租税教室への講師派遣、税に関する習字展、税に関する絵はがきコンクール作品募集、親子で学ぶ税

金教室など、次の世代を担う子供達への租税教育に積極的に取り組んでいただいております。

また、「企業の税務コンプライアンス向上のための自主点検チェックシート」の活用呼びかけなど、適正な申告納税制度の実現に向けた各種の事業を展開されるとともに、社会福祉施設へのタオル等の寄贈や「富士山クリーン作戦」の参加など、社会貢献活動も積極的に実施しております。皆様のごいっただ活動は、私ども税務行政に携わる者として大変心強く感じますとともに、関会長をはじめ会員の皆様の熱意に心から敬意を表する次第であります。

私どもは、このような甲府法人会の活動に対しまして、引き続き相互の信頼関係を維持しつつ、皆様の活動の一助となれますよう、各種研修会への講師派遣など、できる限りのお手伝いをさせていただきます。所存であります。

さて、令和5年分の確定申告から開始したマイナポータル連携による給与情報自動入力につきましては、会員の皆様への制度周知及び源泉徴収票のe-Tax提出依頼に御協力をいただき感謝を申し上げます。制度の定着ひいては納税者の利便性の向上のため、今後ともお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

国税当局においては、納税者利便の向上や税務行政全体の効率化に加え、社会全体のDX推進への貢献も図る観点から、税務行政のDXの更なる推進に取り組んでおり、令和6年1月から電子取引に関するデータ保存の完全義務化が開始した電子帳簿等保存制度への対応など、甲府法人会の皆様方との連携・協力は欠かせないものと考えております。

甲府法人会の皆様におかれましては、引き続き各税目のe-Taxの利用をはじめ、法人税のALLe-Taxや年末調整手続の電子化、キャッシュレス納付、その他会計・税務のデジタル化を含めた様々な側面からの業務のデジタル化促進に御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人甲府法人会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

令和6事務年度・法人系統職員新旧対照表

(令和6年7月10日)

官 職	新 メ ン バ ー		旧 メ ン バ ー	
	氏 名	前 任 署 等	氏 名	転 任 先 等
署 長	トドロキ 智春	東京国税局 調査第二部 次長	穴澤 靖	ご 退 職
副 署 長	イナダノリユキ 稲田統由起	(留 任)	稲田統由起	(留 任)
法 人 1 統 括 官	オオヤマチナミ 大山千奈美	大月税務署法人課税第1部門 統括国税調査官	中島 幹夫	神田税務署 法人課税第1部門 統括国税調査官
法 人 2 統 括 官	カマタ アキラ 鎌田 晃	(留 任)	鎌田 晃	(留 任)
法 人 審 理 担 当	ナカオカ ヤスシ 中岡 泰	甲府税務署 法人課税第6部門 上席国税調査官	吉野 鎮	山梨税務署 法人課税部門 上席国税調査官
源 泉 審 理 担 当	ミヤサカ ヨウコ 宮坂 蓉子	甲府税務署 法人課税第1部門 国税調査官	津田 伸介	渋谷税務署 特別国税調査官(源泉所得税担当) 上席国税調査官

甲府法人会たより

青年部会・女性部会が実施した「税金教室」

実施日	学校名	講師
5月20日(月)	斐崎市立斐崎北東小学校	講師：大木賢太郎氏、日原孝樹氏
		講師：中沢雄一氏、遠藤宗和氏
6月6日(木)	南アルプス市立櫛形西小学校	講師：雨宮恵美氏、永井理恵氏
6月14日(金)	甲斐市立竜王南小学校	講師：雨宮恵美氏、武藤嘉世氏
6月17日(月)	斐崎市立斐崎小学校	講師：日原孝樹氏、細田和宏氏
		講師：竹野幹男氏
6月18日(火)	北杜市立明野小学校	講師：遠藤宗和氏、前田大治郎氏
6月19日(水)	南アルプス市立大明小学校	講師：内藤誠子氏、永井理恵氏
6月20日(木)	甲府市立北新小学校	講師：鮫田光一氏、長澤修氏
7月17日(水)	中央市立三村小学校	講師：飯島朱美氏、秋山加代子氏、武藤嘉世氏
		講師：大木賢太郎氏、丸茂正樹氏

※7月17日(水)の中央市立三村小学校においては、関会長も税金教室を見学されました。

青年部会・女性部会が管内8小学校
において「税金教室」を開催



斐崎市立斐崎北東小学校



斐崎市立斐崎北東小学校



南アルプス市立櫛形西小学校



甲斐市立竜王南小学校



斐崎市立斐崎小学校



斐崎市立斐崎小学校



北杜市立明野小学校



南アルプス市立大明小学校



甲府市立北新小学校



中央市立三村小学校



中央市立三村小学校



源泉部会講習会は、6月3日に甲府会場、6日に韮崎会場の第1回を開催しました。両会場とも初級講座と上級講座を行い来年1月までの全6回がスタートしました。

開講式では佐々木源泉部会長と内田副部会長と久武世話人から挨拶を行い、講習会講師は甲府税務署源泉所得税担当の津田上席調査官が務めました。

本講習会は研修内容により、受講したい内容の日程だけのご参加も可能です。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

源泉部会講習会「カンタン解説」源泉所得税の基本と実務テクニク」がスタート

令和6年度 源泉部会講習会 今度の講習要項（初級講座）

	月日	研修項目	研修内容
第3回	甲府会場 9月11日(水)	特殊な給与・現物給与の取り扱い	○課税・非課税となる給与 ○各種手当・物品支給・経済的利益
	韮崎会場 9月12日(木)	年末調整の電子化	○年末調整の電子化のメリット等
第4回	甲府会場 10月9日(水)	年末調整事務	○年末調整のしかた(概要解説及び問題演習)
	韮崎会場 10月8日(火)	【初心者向け基礎講座】	○年末調整の電子化
第5回	甲府会場 10月30日(水)	年末調整事務(各種用紙配布)	○年末調整のしかた ○法定調書の作成と提出
	韮崎会場 10月29日(火)	※初級講座・上級講座 合同開催	○給与支払報告書の書き方と提出
第6回	甲府会場 1月9日(木)	給与所得者の確定申告	○年末調整で受けることができない控除(医療費控除・住宅借入金等特別控除(1年目)等)
	韮崎会場 1月8日(水)	※初級講座・上級講座合同開催	○給与所得者で確定申告が必要となる場合(給与以外に収入があるとき)

(上級講座)

	月日	研修項目	研修内容
第3回	甲府会場 9月11日(水)	特殊な給与・現物給与の取り扱い	○課税・非課税となる給与 ○各種手当・物品支給・経済的利益
	韮崎会場 9月12日(木)	年末調整の電子化	○誤り易い事例 ○年末調整の電子化のメリット等
第4回	甲府会場 10月9日(水)	報酬・料金の源泉徴収事務	○給与所得と事業所得の区分 ○課税となる報酬・料金等の範囲
	韮崎会場 10月8日(火)		○問題演習
第5回	甲府会場 10月30日(水)	年末調整等事務(各種用紙配布)	○年末調整のしかた ○法定調書の作成と提出
	韮崎会場 10月29日(火)	※初級講座・上級講座合同開催	○給与支払報告書の作成の提出
第6回	甲府会場 1月9日(木)	給与所得者の確定申告	○年末調整で受けることができない控除(医療費控除・住宅借入金等特別控除(1年目)等)
	韮崎会場 1月8日(水)	※初級講座・上級講座合同開催	○給与所得者で確定申告が必要となる場合(給与以外に収入があるとき)



NHKからの取材を受けたセミナーの様子

6月11日、税務コンプライアンス向上のために作成した「法人会自主点検チェックシート」の解説と、インボイス制度のお問合せの多いQ&A、また、6月から実施された「定額減税」についてのセミナーを開催しました。4名の会場参加と18名のオンライン視聴をいただきました。

講師は甲府税務署の吉野上席調査官と津田上席調査官が務め、具体例を提示しながら、分かりやすく説明していただきました。

「間違えやすい税務手続きのポイント」セミナーをハイブリッド開催

ミニバスケットボール
税金教室

7月7日、甲斐市敷島体育館において「ミニバスケットボール・税金教室」を5年ぶりに開催し、山梨県内のミニバスケットボールチームに所属する児童47名と、バスケットボール女子Wリーグ山梨クイーンビーズ（以下…山梨QB）のプロ選手14名が参加しました。

この活動は、租税教育活動と社会貢献活動の一環として県内4法人会共催で開催しました。当日の運営には、甲府法人会青年部会からも部会員4名が参加し協力しました。

バスケットボール教室に入る前に、税の啓発活動としてクイズ形式による『税金教室』を行い、講師は山梨QBの選手が務めるなど、会場に集った全員が税金について楽しく学ぶことができました。

バスケットボール教室では、山梨QBの選手の華麗なプレーの見学や技術指導のほか、児童とプロ選手のミニゲームも行い、会場は大変盛り上がりました。



税金クイズに答える児童



プロ選手と対決



サイン会



ドリブルを学ぶ児童



税金教室の講師を務めたプロ選手

社会貢献活動

会員から寄せられたタオル等を寄贈

7月18日、甲府法人会と山梨県法人会連合会は、定時総会の出席者などから寄せられたタオル、石けん、ティッシュ、使用済み切手などの品々を、山梨県と山梨県社会福祉協議会に寄贈しました。

寄贈式では、関会長から山梨県子育て支援局の小澤次長、山梨県社会福祉協議会の小澤常務理事に、それぞれお渡しました。これらの品々は、山梨県と山梨県社会福祉協議会を通じて、県内の福祉施設などに贈られます。

今年度も、引き続き寄贈活動をはじめめとした社会貢献活動を行ってまいります。



寄せられた品々

タオル類	500枚
石けん類	88個
箱ティッシュ	80箱
使用済み切手	10.5kg
未使用切手	60枚
未使用テレホンカード	7枚



山梨県への寄贈



山梨県社会福祉協議会への寄贈

法人会全国女性フォーラム（広島大会）

4月18日、「第18回法人会全国女性フォーラム広島大会」が広島市の広島グリーンアリーナ（広島県立総合体育館）において「2024 HIROSHIMA 今、みつめなおそう！」多島美の瀬戸・豊かな里山から」を大会キャッチフレーズに開催され、甲府法人会女性部会から7名が参加しました。

広島交響楽団の桂冠指揮者で、NHK交響楽団の正指揮者でもある下野竜也氏を講師に迎え「音楽・師との出会い」今、我々に求められること」をテーマに記念講演が行われました。

大会前段の情報交換会では、「食品ロスを取り組みについて」をテーマに、日本の食品ロス問題の第一人者である井出留美氏による講演会が開催され、その後、全国各地の女性部会長らが「食品ロス」を減らすために、法人会女性部会として、どのような取組みができるのか、活発な議論が交わされました。その他、全国の小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の優秀作品の展示や、広島県の特産品物産展などが行われました。



山梨県内4単位からの参加者の皆様



大会式典

青年部会
健康経営活動

7月3日と10日の早朝に、小瀬スポーツ公園において青年部会員による「ゴミ拾いウォーキング」を行いました。

この活動は青年部会が取り組んでいる「財政健全化のための健康経営プロジェクト」の一環として、公園内のゴミを拾いながら約1時間のウォーキングで汗を流しました。



「ジギョケイ」の認定はお済でしょうか？

事業継続力強化計画認定制度が誕生した背景

BCPは、Business Continuity Plan（事業継続計画）の略語で、災害や危機的な状況が発生した場合に、企業が事業を継続するための計画です。

中小企業庁ではBCP策定の推進を行ってまいりましたが、策定率は約15%程度にとどまっています。

理由としては、「何から始めれば良いかわからない」「人手不足」「複雑と感じ、取り組むハードルが高い」などがあげられます。

そこで事業継続の有識者が構成された「中小企業強靱化研究会」が中小企業庁主導で発足し、中小企業の事業継続力強化について議論され、「事業継続力強化計画」認定制度が2019年7月からスタートしました。

事業継続力強化計画とは

「事業継続力強化計画」ですが国の正式な略称で「ジギョケイ」と呼ばれています。中小企業が自社の災害リスク等を認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、必要な項目を盛り込んだもので、将来的に行う災害対策などを記載するものです。策定した計画を経済産業大臣が認定し、認定を受けた中小企業は、防災・減災設備に対する税制措置、低利融資、補助金の加算措置等を受けることができます。

なりわい再建支援補助金と受給要件

令和6年能登半島地震において被災事

業者の事業再建支援として「なりわい再建支援補助金」制度が立ち上がりました。「なりわい再建支援補助金」は、国と自治体が財源を拠出する補助金で、特に被害が大きい自然災害が発生した際に措置され、申請した事業者の施設・設備等の復旧費用を補助します。

また、中小企業では復旧費用の3/4（中堅企業は1/2）が補助され、補助上限は15億円以内となっています。

ただし、この補助金を受給するための要件として、事業継続力強化計画の認定取得が必須とされています。

ジギョケイはBCPよりも取り組みやすく、すでに全国で7万社の企業が認定を取得しています。

しかしながら、山梨県内の認定企業数は506社で、甲府法人会の会員企業では認定企業数115社、認定割合は4.1%に留まっています。

今後の大災害に備え、防災・減災の事前対策の見直しと、補助金を受給できる状態にしておくことは事業継続の観点からも会員企業にとって非常に重要なことです。

法人会制度商品の受託保険会社であるAIG損害保険ではこの国の要請に基づき、ジギョケイの認定サポートとリスクコンサルティングや地震や水害が発生した際の資金対策のご案内をしておりますので、是非ともこの機会に認定取得サポートの相談をお勧めします。

相談につきましては、今回の広報誌に同封されているアンケートを事務局へ返信されるか、直接AIG損保へご連絡ください。

これまでに措置されたグループ補助金/なりわい再建支援補助金(2024年3月現在)

年度	災害名	主な被災地
2011年(平成23年)	東日本大震災	青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県
2016年(平成28年)	熊本地震	熊本県
2018年(平成30年)	梅雨前線(平成30年7月豪雨等)・台風第5号・第6号・第7号・第8号	岡山県・広島県・愛媛県
2019年(令和元年)	台風第19号・第20号・第21号	岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県
2020年(令和2年)	梅雨前線(令和2年7月豪雨等)	山形県・長野県・岐阜県・島根県・福岡県・佐賀県・熊本県・大分県・鹿児島県
2024年(令和6年)	令和6年能登半島地震	石川県・富山県・新潟県・福井県

お問合せ先 AIG損害保険株式会社 山梨支店 担当：西須（さいす）
TEL 055-228-6311 FAX 055-233-5323

令和7年度 税制改正に関する アンケート調査結果

(令和6年4月実施)
回答総数 726社

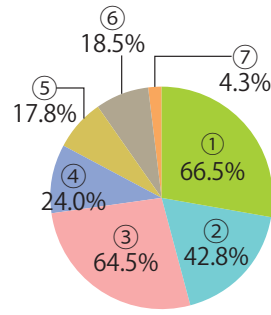
甲府法人会および山梨県法人会連合会では、本年4月に「税制改正に関するアンケート調査」を実施しました。このアンケート調査は全会員企業を対象に実施し、本年は726社の会員企業の皆様からご回答をいただき、当会の「令和7年度税制改正に関する提言」の参考とさせていただきます。ご協力誠にありがとうございました。



Q1 中小企業向け税制

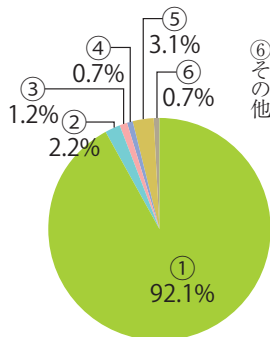
令和7年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制(法人税関係)で特に重視すべき点について、以下より3つ以内で選んでください。

- ① 法人税の軽減税率の特例(15%)の本則化等
- ② 設備投資研究開発を促進する税制の拡充
- ③ 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充
- ④ 役員給与の損金算入の拡充
- ⑤ 交際費課税の損金算入枠の拡大
- ⑥ 欠損金の繰戻還付制度の拡充
- ⑦ その他



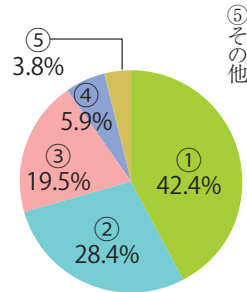
Q2 法人関係／企業の賃上げ

政府は持続的な賃上げを目指しておりますが、物価が高騰する中、中小企業の賃上げが大きな課題となっております。令和6年度税制改正において、積極的な賃上げ等を促すための税制措置が講じられていますが、あなたの会社では今年の賃上げについてどう対応しますか。



Q3 消費税／インボイス制度①

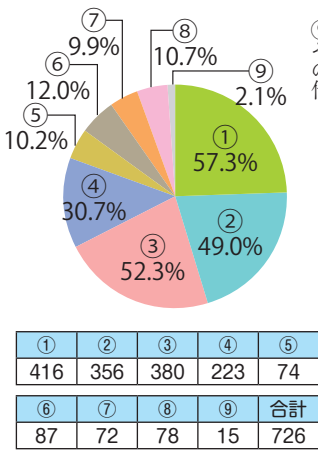
令和5年10月1日から「インボイス制度」が導入されました。インボイスを交付するためには「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となりますが、あなたの会社における登録申請状況をお聞かせください。



- ① 課税事業者であり、登録申請をしている
- ② 免税事業者であったが、登録申請をした
- ③ 税事業者ではあるが、これから登録申請をする
- ④ 免税事業者であるが、登録申請をするか検討中である
- ⑤ 登録申請はしない
- ⑥ その他

Q4 消費税／インボイス制度②

課税事業者の方(現在は免税事業者ではあるが、課税事業者となる予定の方も含む)にお聞きします。インボイス制度が導入されたことにより、具体的にどのような負担が増えたのか、以下より3つ以内で選んでください(免税事業者の方は、空欄のまま結構です)。



- ① 取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業
- ② 受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業
- ③ インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応
- ④ 会計帳簿の記入や会計ソフトの操作
- ⑤ 従業員への社内教育・研修
- ⑥ 事務負担の増加による人件費の負担増
- ⑦ インボイス処理に伴う設備等への負担増
- ⑧ 特に問題なく対応できている
- ⑨ その他

Q5

消費税／インボイス制度

課税事業者の方（現在は免税事業者ではあるが、課税事業者となる予定の方も含む）にお聞きします。今後の免税事業者との取引についてお考えをお聞かせください（免税事業者の方は、空欄のままでも結構です）。

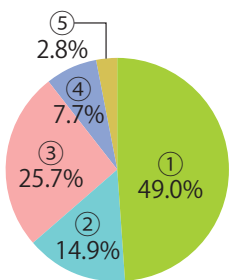
- ① これまでと変わらずなく取引を行う
- ② 課税事業者にならなければ取引は難しい
- ③ 6年間の経過措置等が終了するまでは取引を行うが、その後については検討していない
- ④ 取引をしないかについて検討していない
- ⑤ その他

※参考▶インボイス制度実施後6年間は、①免税事業者からの仕入れについて、仕入税額相当額の定割合を控除可能とする令和5年10月からの3年は80%、令和8年10月からの3年は50%の控除が可能経過措置や、②基準期間における課税売上高が、億円以下又は特定期間における課税売上高が5000万円以下である事業者が行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除を認める負担軽減措置が設けられています。

Q6

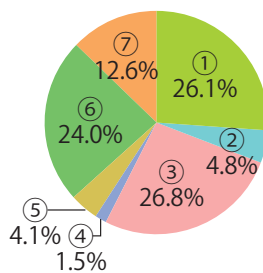
事業承継／後継者の決定状況

あなたの会社を事業承継するに当たって、現時点での後継者の決定状況等についてお聞かせください。



①	②	③
336	102	176
④	⑤	合計
53	19	686

- ① 子や子以外の親族に事業承継する（後継者本人も承諾している）
- ② 親族外に事業承継する（後継者本人も承諾している）
- ③ 後継者は決まっていない（後継者候補に意思を確認していないを含む）
- ④ 事業を売却する
- ⑤ 事業承継はせず廃業する
- ⑥ 当面、事業承継を行う予定はない
- ⑦ その他



①	②	③	④
186	34	191	11
⑤	⑥	⑦	合計
29	171	90	712

Q7

事業承継／事業承継税制

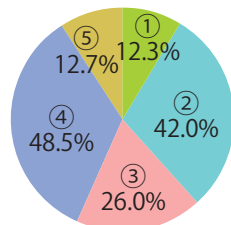
政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制について特に重視すべき点を3つ以内で選んでください。

- ① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況を注視する
- ② 相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める
- ③ 納税猶予制度の特例措置の更なる拡充・延長を求める
- ④ 事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- ⑤ その他

Q8

事業承継／相続税・贈与税納税猶予制度（特例措置）

令和6年度税制改正では、「コロナの影響が長期化したことを踏まえ、相続税・贈与税納税猶予の特例制度における特例承継計画の提出期限が令和8年3月末まで2年延長されました。平成30年から令和4年までの特例承継計画申請件数は約14500件であり、制度の利用が伸び悩んでいます。その原因は何であると考えられますか。以下より3つ以内で選んでください。



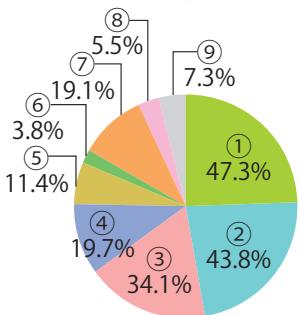
①	②	③	④	⑤	合計
89	305	189	352	92	726

- ① 制度自体を知らない
- ② 内容が複雑すぎてよく分からない
- ③ 認定申請書類等の作成、手続きが煩雑
- ④ 都道府県庁や税務署に一定期間ごとに報告・届出するのが手間
- ⑤ 納税猶予を取り消された場合のリスクが大きい
- ⑥ 納税猶予額相当の担保を提供する必要がある
- ⑦ 時限措置であり、相続・贈与のタイミングが合わない
- ⑧ 対応してもらえない専門家が少ない
- ⑨ その他

Q9

地方税／固定資産税

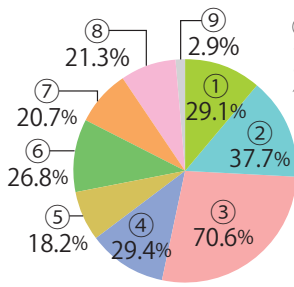
地方の自主財源として大きなウエイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われています。その一方で、負担感の高まりに伴って、その軽減に向けた抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点を3つ以内で選んでください。



①	②	③	④	⑤
325	301	234	135	78
⑥	⑦	⑧	⑨	合計
26	131	38	50	687

※参考▶法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式会社等に係る贈与税・相続税について、一定の要件をそぐその納税を猶予し、後継者の死亡により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。平成30年度税制改正では、これらに加えて、納税猶予の対象となる非上場株式会社等の制限（総株式数の3分の2まで）の撤廃、納税猶予割合の引上げ（80%から100%等）の特例措置が創設されました（10年間の時限措置）。

- ① 商業地等の宅地の評価方法を見直す
- ② 家屋の評価方法を見直す
- ③ 償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す
- ④ 免税点を大幅に引き上げる
- ⑤ わからない
- ⑥ その他

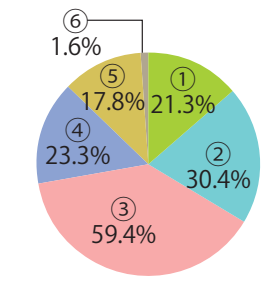


①	②	③	④	⑤
200	259	485	202	125
⑥	⑦	⑧	⑨	合計
184	142	146	20	687

- ① 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲
- ② 公務員の人員削減および人件費の抑制
- ③ 議員数の削減および歳費の抑制
- ④ 議会のスリム化
- ⑤ 客観的なデータに基づく政策立案とその効果検証
- ⑥ 特殊法人や独立行政法人の見直し
- ⑦ デジタル化による業務改革
- ⑧ 積極的な民間活力の導入
- ⑨ その他

Q10 行財政改革

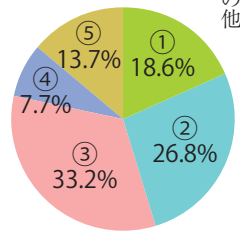
国や地方では行財政改革に取り組みつつあるものの、国民が納得するような抜本的改革は行われておりません。国地方においては、どの項目を中心に見直すことが望ましいと考えますか。特に優先すべき項目を以下より3つ以内で選んで下さい。



①	②	③	④
146	209	408	160
⑤	⑥	合計	
122	11	687	

Q11 税と社会保障

パート等が就労調整を行う要因の一つとして、社会保障や税制上の扶養に影響する「年収の壁」があると聞かれています。さらに、最低賃金の引き上げにより、扶養の範囲内で働くには就労可能時間が今までより少なくなってしまうことから、人手不足で悩む中小企業にとっては深刻な問題となっています。あなたの会社においてパート等の就業調整による影響について、お聞かせください。

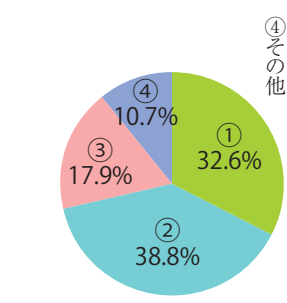


①	②	③
133	192	238
④	⑤	合計
55	98	716

Q12 社会保険の適用範囲の拡大

従業員100人以上の企業で週20時間以上働く等の短時間労働者(パート等は、厚生年金保険・健康保険の加入対象となります)が、本年10月からは「従業員51人以上の企業にまで拡大されます。今後、企業規模要件をさらに見直していくことも検討されていますが、どう考えますか。

- ① 就業調整によって人員が確保できず困っている
- ② 就業調整による影響はあるが、何とか対応している
- ③ 就業調整による影響はほとんどない
- ④ わからない
- ⑤ その他

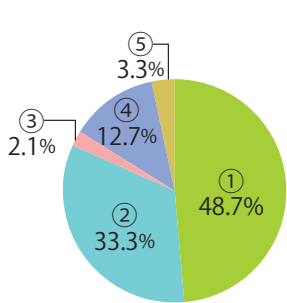


①	②	③	④	合計
219	261	120	72	672

Q13 国民負担率

日本の国民負担率は45.1%(令和6年度見通し、租税負担・社会保障負担の合計額の対国民所得比)です。我が国は、少子高齢化、かつ人口減少という深刻な社会構造問題を抱えており、今後の負担増が予想されますが、国民負担率についてどう考えますか。

- ① 人材を確保するためにはやむを得ない
- ② 社会保障料の企業負担が増加するので反対である
- ③ わからない
- ④ その他



①	②	③
329	225	14
④	⑤	合計
86	22	676

▲参考 各国の国民負担率(令和3年)
フランス 68.0% スウェーデン 55.0% ドイツ 54.9% 英国 47.6% オーストラリア 41.5% 米 国 33.9%

- ① 高すぎる
- ② 現状程度でよい
- ③ 低すぎる
- ④ わからない
- ⑤ その他

■会員区分

	税制委員	役員(税制委員を除く)	一般会員	合計
回答数	13	112	518	643
構成比	2.0%	17.4%	80.6%	100.0%

■資本金

	1千万円以下	千万円超~5千万円以下	5千万円超~1億円以下	1億円超~3億円以下	3億円超~5億円以下	5億円超	合計
回答数	393	249	35	4	7	17	705
構成比	55.7%	35.3%	5.0%	0.6%	1.0%	2.4%	100%

■前事業年度の申告状況

	黒字申告	赤字申告	回答保留・その他	合計
回答数	477	145	86	708
構成比	67.4%	20.5%	12.1%	100%

■主たる業種

	製造業	建設 土木 不動産	卸売 小売 飲食	サービス	その他	合計
回答数	112	204	134	142	109	701
構成比	16.0%	29.1%	19.1%	20.3%	15.5%	100.0%

■従業員数

	4人以下	5~19人	20~99人	100~299人	300人以上	合計
回答数	183	255	182	60	27	707
構成比	25.9%	36.1%	25.7%	8.5%	3.8%	100%

税制委員会

令和7年度の税制改正に関する提言を決める

甲府法人会および山梨県法人会連合会は「令和7年度税制改正に関する提言」を協議するための税制委員会を開催しました。前ページまで記載の「税制改正に関するアンケート調査」の回答と委員会からの意見を参考に以下の提言内容に決定して、公益財団法人全国法人会総連合に提出しました。

一般社団法人山梨県法人会連合会 令和7年度税制改正に関する提言

〔総論〕

令和6年度税制改正は所得税・住民税の定額減税に加え、企業向けには賃上げ減税の拡大等減税がずらりと並び、負担増を回避し、財政規律を省みない内容となった。

首相がこれまでの税収増を国民に還元するというのが、財務省からは増加した税収は既に使ってしまったとの見解がでている。どのようにして還元するのか。また、近年の税収の上振れは円安による好調な企業業績や物価上昇によるところが大きく、いつまで続くか分からない。歳出水準に比べて税収が不足する状

況は変わっておらず社会保障や防衛費を賄う安定財源の議論は避けて通れない。政府が打ち出した少子化対策はその契機になるはずであったが、早々と税制改革論議が封印された。税制改正を毎年行う目的は財政の持続、税の公平性の確保、課税の適正化のために行われるべきであり、バランスのとれた税制の実現を要望する。

財政健全化に向けて

我が国の令和6年度予算112兆円台の予算の中で借金が過去最高を8年連続で更新し、令和5年度末で1297兆円に達した。

防衛費や社会保障費が増えたことに加え、ガソリン補助金や低所得世帯への給付金など物価高対策を盛り込んだ13兆円を超える補正予算を編成した結果、国債の発行が積み重なり財政状況は一段と厳しくなっている。

政府は令和7年に基礎的財政収支の黒字化を目指しているが、高齢化に伴う社会保障費の増加などで達成は困難と思われる。日本経済の需要不足の解消が進み、金利も復活するなかで財政運営も平時の状態に復帰させる道筋を描き、借金頼みの給付策や短期的な景気刺激策を是正し、中長期的な財政健全化を国民に示すべきである。

社会保障制度について

高齢化社会の急進展で今後の社会保障給付は急速な増大が見込まれ、令和7年には団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、年金をはじめとした社会保障費は膨張し続け、社会保障制度の維持が困難になるほど極めて危機的な状況にある。

政府はこども・子育て政策の強化に向け、児童手当の拡充や、扶養されるこどもが3人以上の多子世帯の大学授業料・入学金の無償化、出産支援の強化などを盛り込んだ「こども未来戦略」を決定し、財源については、当面は一部を国債で賄いながら令和10年度までに安定的な確保を目指すとしているが、

歳出改革の中身については、全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋における医療・介護制度等の改革を実現することを中心に取り組むとされ、歳出改革の中身は無駄な歳出を抑えるという意味合いよりも、後期高齢者負担の見直しなどの内容になっていて政府の、「財源は実質的な国民負担増なし」とは齟齬が生じている。

「異次元の少子化対策」には取りやすいところから取るのではなく「異次元の歳出改革」を行うべきである。

行政改革の徹底

(1) 調査研究広報滞在費について

国会議員の歳費とは別に毎月支払われている100万円の調査研究広報滞在費は令和4年に日割支給に改正されたが、使途公開や未使用分の国庫返納については法改正が先送りされている。

国民に負担を求める増税論議の一方で自分達の特権をたなざらしにしているのは誠に遺憾である。早急に法改正を行うべきである。

(2) 政党助成金及び議員定数について

政治資金パーティー裏金事件を受けた政治資金規正法の改正が成立することとなったが、裏金の根源となる政党助成金から各議員に配られる政策活動費は年間上限額の設定や領収書の10年後の公開、監査する第三者機関の設置

を盛り込んだものの詳細は今後の検討事項となり国民意識とかけ離れている。政党助成金、議員定数の削減等自身を削る改革に真摯に取り組むべきである。

マイナンバー制度について

マイナンバー制度については、現在、確定申告や住民票の取得などに利用されているが、政府は今後、現在の健康保険証を廃止して、マイナンバーカードへの一本化を目指している。中長期的にはマイナンバーと公的給付受取口座や全ての預貯金口座とリンクさせることが予定されている。

しかし、目標とする「行政の効率化」「国民の利便性の向上」及び「公平・公正な社会の実現」は、国民が実感できる水準には至っていない、個人情報保護やセキュリティ面に十分留意したうえで、制度普及の理解を高めていくべきである。

税制関係

政策減税の検証について

財務省が租税特別措置によってどれぐらい減収したかを国会に報告した令和4年度の政策減税の減収額は8兆6975億円で9年連続8兆円を上回った。

総務省が毎年租税特別措置の効果を

点検していて、昨年「延長」と「拡充」が決まった賃上げ減税は、過去の減税効果が示されてなく「分析・説明の内容が著しく不十分」と厳しい評価がくだった。

賃上げ減税の効果を検証するには減税が適用されなかった企業よりも適用された企業の方が賃上げをしていることを示さなければならぬが、現状ではどの企業が減税の恩恵を受けているかの情報は非開示となっている。減収に見合った効果が得られているか検証する仕組みを整えるべきである。

法人税関係

1. 中小企業等の軽減税率の特例の本則化等について

中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国の経済の礎である。健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう、中小法人に適用されている軽減税率の特例15%を本則化とし、昭和56年以来800万円以下に据え置かれている適用所得金額を1600万円に引き上げること。

2. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置について

中小企業者等が取得価額30万円未満

の減価償却資産を取得、事業供用した場合、年間取得価額合計額300万円までは取得価額の全額を損金算入できるとなっているが上限額300万円を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、特例措置の適用期限を延長すること。

3. 受取配当金等の益金不算入制度の見直しについて

現行の受取配当金等の益金不算入制度は株式の100%を保有する完全子会社や持ち株比率が3分の1を超える関係会社からの株式配当金は全額が益金不算入、株式等保有割合が5%超3分の1以下の企業からの配当金は50%を益金不算入、株式等保有割合が5%以下の場合には配当金の20%が益金不算入となっていて課税ベースを縮小している。

受取配当金の課税除外は株式投資の配当だけを優遇する措置であり、同時に投資活動へ注力できるほど資金量のある大企業に対しても優遇措置といえることから応分の負担を求めべきである。

4. 役員給与の損金算入について

使用人に支給する給与は原則損金算入されるが、役員給与については、一

定の給与以外のものは損金不算入となっている。

役員給与は職務執行の対価であることから損金算入ができるように見直すべきである。

また、業績連動給与について経営者のモチベーションを高める観点から、同族会社も一定の要件のもとに損金算入を認めるべきである。

5. 慶弔費等の交際費からの除外について

交際費課税について、令和6年度税制改正で特例措置の延長と飲食費基準の見直しが行われたが、改正の効果は十分とはいえない。

得意先、仕入先等の慶弔に際し支出する金品等の費用については、社会通念上必要であるため、通常要する金額の範囲内であることを要件として交際費から除外すべきである。

所得税関係

1. 所得税改革について

所得税は収入の多い人ほど適用される税負担率が高くなる累進課税制度となっているが、現行所得税負担率は合計所得金額が1億円をピークに所得金額が増加するほど減少する逓減現象に

なっている。

これは株式の譲渡益や配当金、預貯金や債券の利子など金融所得に税率の低い分離課税が適用されていて、所得税の構造が逆進的になっている。

令和5年度税制改正でようやく是正策がとられたが、対象は所得が約30億円を超える超富裕層だけが対象で、格差是正には全く不十分である。

まずは分離課税となっている所得をすべて合算し、総合課税とすることが本筋である。そのためにはマイナンバー制度の整備など諸般の措置が必要となる。総合課税を実施するまでの応急措置として、分離課税の税率を大幅に引き上げ、所得再分配といった基幹税としての本来の機能を回復することが肝要である。

2. 災害控除制度の創設について

現行の雑損控除は災害による損失と盗難、横領による損失が同じ取扱いになっている。

近年は各地で大規模な自然災害が起きている。災害による損失は盗難、横領による損失よりも多額であり、保険金で損失がカバーでききれないため雑損控除から独立した控除の創設を要望する。

3. 各種控除制度の見直し

所得税に関する各種控除は、社会変化に対応すべきであるが、現行制度の中で給与所得控除、公的年金控除の引き下げや基礎控除の引き上げ、又ひとり親控除の創設等により制度の複雑化が著しく、事務負担などが増加している。整理・合理化を図るべきである。

整理・合理化にあたっては、税制だけではなく、社会保障制度の在り方なども一体として働き方改革にふさわしいものとなるような検討を行うべきである。

4. 年少扶養控除の復活について

年少扶養控除は子供手当の創設に伴い、平成23年に廃止され、平成24年には子供手当が廃止され、児童手当に改組された。児童手当は0歳から中学校卒業までの児童を養育している者に支給されるが所得制限があり、所得制限の前後で児童手当を含めた世帯収入の逆転現象が生じる問題もある。出産と子育ては全ての世帯にとって担税力が減殺されるものであり、子育て支援は実効性があるべきである。

また、政府の「異次元の少子化対策」の観点からも二重に支援することは不自然ではない。年少扶養控除を復活するべきである。

5. 源泉所得税の納付期限について

我が国の取引の決済は、ほとんどが月末に行われており、諸公課の納期限もおおむね月末となっている。源泉徴収義務者の事務効率の観点から納付期限を給与等の支払月の翌月末に、また、納期特例適用者の納期限は1月末日と7月末日に改めることを要望する。

消費税関係

1. 軽減税率制度の廃止について

法人会はこれまで消費税増税について事業者の事務負担増、税制の簡素化及び税収確保の観点から、税率10%までは単一税率を要望してきた。「社会保障と税の一体改革」という当初の目的を達成するために軽減税率制度を廃止すべきである。

また、軽減税率制度は低所得者対策といわれたが、高所得者も利用できるため消費税の逆進性の解消にはつながらず、事業者の事務負担が増える結果となった。

低所得者対策としては簡素な給付措置の実施を要望する。

2. 適格請求書等保存方式の経過措置について

令和5年10月から導入された適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、導入以前から様々な問題を指摘されてきており、インボイス制度の導入後に免税事業者が取引から排除される、または取引価格の減額要求を受ける事象などが発生しており、消費税相当額の価格転嫁は困難になり、税制の中立性が損なわれている。また、制度導入にあたり各種の経過措置が設けられ、中でも小規模事業者のインボイス登録時の当初の負担増に配慮した「2割特例」は、令和8年9月30日までの経過措置であり、その適用期間は短い。また、免税事業者からの課税仕入れであつても一定割合を仕入税額とみなして控除できる「免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置」の特例及び取引先がインボイス発行事業者であるかどうかに関わらず、税込1万円未満の課税仕入れについて、仕入税額控除ができる「少額特例」は適用期限が令和11年9月30日までとなっている。これら経過措置ともインボイス制度の定着と、小規模事業者が経済取引から排除されない環境醸成の為に、適用期間を延長するべきである。

さらに、税の公平性を高めることを目的とした制度変更は、取引で立場の弱い企業・個人に負担がしわ寄せされる可能性が高いことから、滞納が増えるおそれがあるという指摘もあり、滞

納を看過することは消費税に対する国民の信頼を損なうことになりかねず、消費税滞納への対策強化も要望する。

事業承継税制関係

土地・建物および非上場株の相続の非課税について

中小企業の円滑な事業承継を進めるために、非上場株の相続を非課税とし、さらに事業に供している土地と建物の相続も非課税とすることを要望する。事業に供している土地と建物が相続時に非課税となれば経済の活性化にもつながる。

相続税関係

1. 相続税基礎控除額の引き上げについて

現行の基礎控除額（3000万円＋600万円×法定相続人の数）は平成25年度税制改正で（5000万円＋1000万円×法定相続人の数）に引き下げられて課税が強化され、相続の課税件数割合は改正前の2倍程度になっている。課税割合が高すぎるため、基礎控除額を（4000万円＋800万円×法定相続人の数）に引き

上げを要望する。

2. 相続時精算課税制度の非課税枠を拡大等について

相続時精算課税は一定の直系親族間の贈与に認められた特例として、2500万円までの贈与には贈与税がかからず、贈与財産の種類、金額、贈与回数、年数に制限がなく早期に若年者に多額の財産を移転できるメリットはあるものの、内容の複雑さや、どんな場合に適しているかが分かりづらく、利用したことから発生するデメリットも多く、利用する人が少ないことから令和5年度税制改正で新たに「年110万円の基礎控除」の枠が加わり、令和6年1月以降、相続時精算課税制度を選択した人への贈与でも、年110万円までなら贈与税も相続税もかからず申告もいらなくなり、かなり使い勝手が良くなり利用する人が増える可能性は大きいとみられる。しかし、従来からある内容の複雑さとデメリットも変わらず残っていることも事実である。さらに当該制度の活用促進のために、小規模宅地等の特例について、本制度を選択した場合でも一定の要件を満たした場合は適用を受けられようにすること。さらに、相続物件の評価については、相続時かあるいは贈与時のいずれか評価の低い方を選択適用で

きるようにするほか、非課税枠の拡大を含め更なる利用しやすい制度の見直しを要望する。

3. 贈与税基礎控除額の引き上げについて

現行の贈与税の基礎控除額は平成13年に110万円に拡大されて以来、改正が無く低い水準に設定されたままであり、資産が高齢者に偏在している。また、若年層への資産の円滑な移転の促進による消費拡大に寄与できると思われる。このような観点から基礎控除額を現行の110万円から200万円への引き上げを要望する。

印紙税の廃止について

印紙税は契約者や領収書などの「紙」に課税されるが電子契約などデジタル文書には課税されないというのは極めて不合理であるため廃止を要望する。

土地の取得に関する税制措置について

中小企業対策などの政策目的のため、特定の設備投資等に関しては特別償却の損金算入か税額控除が認められているが、いずれも減価償却資産の取得に伴う優遇措置である。地方創生の動きを活発化させるためにも、土地活用を

容易にするよう土地の取得に関する税制措置を要望する。

地方税関係

1. 固定資産税の見直しについて

固定資産税は地価の長期的な下落にもかかわらず、負担感が高いとの声が多い。宅地の評価については、実勢価格に配慮した評価、居住用家屋は築後経過年数に応じた評価方法にするなど抜本的な見直しを要望する。加えて地方都市の活性化に向けて、空き店舗、空き家の流動化に資する固定資産税制を要望する。

2. 償却資産に対する固定資産税の廃止について

償却資産に対する固定資産税は、中小企業にも課税されるため、中小企業の設備投資を阻害している。特に、製造業を中心とする多額の設備を有する企業においては、固定資産税が高負担となっており、企業収益を圧迫している。国際的にも事業用資産に対する課税が稀であることから廃止を要望する。

3. 超過課税について

住民税の超過課税は主に法人が対象とされており、長期間にわたって課税を実施している自治体が多く、課税の公平性を欠く安易な課税と言わざるを得ない。課税を実施している自治体は出来るだけ早く標準税率に戻すことを要望する。

4. 森林環境税及び森林環境譲与税について

森林環境税が地球温暖化防止や森林整備等の森林吸収源対策を目的とした財源確保のために令和6年度から住民税に一律1000円が上乗せされることとなった。しかしながら、森林環境税は同じ森林整備の名目ですでに全国37府県で独自に導入されていることから、導入している県にとって令和6年度以降国税となる森林環境税も上乗せされ、自治体が独自に導入している森林環境税との二重課税になるという問題が指摘され、2種類の森林環境税は、森林保全を目的とする点で重なる部分があるため、いわゆる「二重課税」となり納税者から不満の声が上がっている。全国知事会は二重課税の誤解を受けないため、自治体の独自の目的課税とのすみ分けを明確にするとしているが、説明及び理解は十分にされているとは言い難い。

また、森林環境税を財源として自治

体に配る森林環境譲与税は、令和元年度から市区町村及び都道府県への譲与が始まり、50%を私有の人工林面積、30%を人口、20%を林業就業者数とする配分基準となっており、使い道が実質的に林業に限られている税金なのに、森林が少なく林業が盛んではない都市部に相対的に多い額が配分され、森林が多い自治体に十分な配分がなされない算定基準となっており、森林整備などの財源を必要とする山間地の自治体などから基準を見直す声上がり、令和6年度税制改正大綱において、森林面積の割合を5%上げ、人口の割合を5%下げの見直しは前進したものと評価するが、課税に先行して配られた財源を巡っては、未活用額が4年間で525億円に上るなど、制度への理解醸成を進めるとともに、効果的な運用への検証が必要である。

その他

1. ガソリン等税制の根本的な見直し及び揮発油への二重課税の解消について

揮発油税は道路の建設や修理を目的とするために使用される目的税として徐々に税率が引き上げられ、昭和49年にはガソリン1L当たり本則税率28・7円に25・1円を加えた53・8円の暫

定税率が続いている。本来時限期間であるはずの暫定税率が長年にわたっており、そもそも道路特定財源であったにもかかわらず、道路整備が行き届いた現在では本来の目的以外にも使われているのが現状である。さらに、消費税が導入されて以降はこの揮発油税に消費税（5・4円）が課せられている。また同様に軽油も暫定税率となる軽油引取税1L当たり32・1円が課せられている。

近年の原油価格高騰はロシアのウクライナ侵攻後、さらに歴史的な円安を背景に拍車がかかり、ガソリンの高止まりは国民生活や経済活動に影響を及ぼし、政府は令和4年初めから石油元売り各社に「ガソリン補助金」を支給（激変緩和措置）することで、ガソリン価格を維持する政策を累次にわたり延長してきているが、クルマの利用者からは、「税金を原資に石油元売り各社に補助金を出すくらいだったら、ガソリンにかかっている税金を減税してほしい」という声が多い。また原油価格の高騰が続けば、際限なく補助金（税金）の投入が続く悪循環に陥る可能性が大きい。消費者にとってはガソリンが値上がりしないのはありがたいが、結果的に別の形で消費者の税負担増は避けられない。

今後も原油が高止まりすることが予想されることから、国民生活や経済活

動に必要な不可欠なガソリン等燃料の適正価格の在り方やエネルギー源の多様化や省エネ、脱炭素をどうするのかなど、今後を見据えたガソリン等の税制の抜本的な見直しを行い、揮発油税及び軽油引取税の暫定税率は即刻廃止するとともに、揮発油税への二重課税を直ちに解消することを要望する。

2. 租税教育について

教育の機会は「平等に提供されるべき」であることを踏まえ、小学校、中学校、高等学校全てで租税教育が実施されることを要望する。また、国民に必要な生涯教育の一つという観点から大学生や社会人まで拡充するなど国民全体で税について考える環境整備が必要である。

3. 震災復興について

東日本大震災からの復興に向けて、令和3年度から令和7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、これまでの効果を十分に検証し、予算執行を効率化するとともに、原発事故の対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。

法律相談

相続人以外の者の貢献を考慮するための方策



古屋法律会計事務所

弁護士

古屋 俊仁

Q

「甲と乙は、結婚後、協力して甲の事業を継続してきた。夫甲が死亡した後、妻乙は甲の財産及び事業を受け継ぎ事業を継続してきたが、令和6年6月30日死亡した。甲と乙の間には長男A、次男B、長女Cがいた。長男Aとその妻丙は乙と同居し、丙は乙の事業の手伝いをするともに長期間（およそ5年間）乙の療養看護をしてきた。乙の遺産について丙は何らかの請求ができるか。」

この問題は以前から議論されてきたことであるが、相続人以外の者の貢献を考慮する制度として、平成31年（2019年）7月1日以後の相続から適用になる特別寄与の制度が設けられた、と聞いたがその概要を説明して下さい。

A

1. 被相続人に対して療養看護等の貢献をした者が相続財産から分配を受けることを認める制度として寄与分の制度がある。しかしこの寄与分は、相続人にのみ認められているため、相続人でない者、例えば、相続人の配偶者が、被相続人の療養看護に務め、被相続人の財産の維持又は増加に寄与しても、遺産分割手続きにおいて寄与分を主張したり、何らかの財産の分配を請求することはできず、不公平であると指摘されていた。

相続人以外の者が被相続人との間で報酬を受ける旨の契約を締結することや被相続人が遺言で遺贈すること、あるいは被相続人と養子縁組することなどが考えられる。しかし、被相続人の療養看護等をする者が、このような法的手段を被相続人に依頼することが心情的に困難な場合が多い。また、このような法的手段を執ることが困難な場合がある。そこで、この問題について民法を改正し、被相続人の療養看護等に尽くした者の貢献に報いるために、特別の寄与の制度を新設した。

2. しかし、被相続人の財産の維持又は増加に貢献した者の全てにこの制度の適用を認めたり、また、貢献の内容について限定をしないと、親族以外の者からの申し立てや寄与の内容も多岐にわたることと考えられる。そうすると相続の処理が複雑化、長期化するおそれがある。そこで(1)特別寄与料の請求権者を、被相続人の親族（相続人以外の親族）に限り、また(2)寄与の内容を、被相続人の④療養看護、⑤無償の労務の提供、に限りました。なお、ここでいう被相続人の親族でなければならぬその基準時は、被相続人の死亡時（相続開始時）である。したがって、設問の長男Aの妻丙が被相続人の死亡前にAと離婚してしまっていた場合には、相続開始時に被相続人の親族ではないことになるから特別寄与料の請求はできないことになる。

3. また、特別寄与料の請求権者はその権利の行使を遺産分割の当事者の一人として参加するのではなく、特別寄与料の請求は遺産分割の中ではなく、遺産分割とは別に相続人に対して請求するというようにした。しかし、その請求は相続人全員を相手にしなければならないというのではなく、相続人の一部の者に対しても請求できる。したがって特別寄与者である相続人の妻が相続人である夫に請求する必要はありません。ただし、各相続人にどの額を請求できるかについて各相続人に相続分（法定相続分、遺言で指定相続分があるときは指定相続分）率で請求することができることにした。

4. 特別寄与料の額については、通常、特別寄与者と相続人との間の協議によることとなりますが、その協議が調わないとき、または協議することができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。一方、遺産分割手続きを含めた相続を巡る紛争を全体として早期に解決するためには、特別寄与者が権利行使をするか否かが早期に明らかにされる必要がある。そこで、特別寄与料の請求は特別寄与者が家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求できる期間として、「特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6ヶ月以内」及び「相続開始の時から1年以内」という制限が設けられました。

以上が特別の寄与の制度の概要ですが、重要な改正ですので紹介することにしました。

訂正

第162号（令和6年4月号）に掲載しました「法律相談」（P7）において、記事タイトルの表記に誤りがありました。大変ご迷惑をお掛けしましたことをお詫びするとともに、左記の通り訂正させていただきます。

（誤）「共有物の分割における全面的価格賠償」

（正）「不動産の相続登記の義務化」

税務相談



東京地方税理士会 甲府支部
税理士 塩谷 亮介

定額減税の注意点
本年度の年末調整に向けて

近年の物価高騰対策として令和6年6月から始まった定額減税。制度自体複雑でお客様から多くのご質問をいただいております。そこで今回は、特に給与所得者に焦点を当て、定額減税の注意点を説明させていただきます。

■制度の概要

定額減税の概要は左記の通りです。
対象者 令和6年分の所得税の納税者で、居住者かつ合計所得金額が180.5万円以下の方。給与収入のみの方は、給与収入が200.0万円以下の場合が対象となります。

減税額 納税者本人には4万円（所得税3万円＋住民税1万円）、同一生計配偶者または扶養親族1人につき4万円の定額減税額が控除されます。

実施方法 給与所得者は、令和6年6月1日以降に支払われる給与・賞与から源泉徴収される所得税及び復興特別所得税の額から定額減税額が控除されます。（月次減税）

■定額減税の注意点

定額減税に関するよくある問い合わせを次にまとめました。

・海外に扶養親族がいる場合

定額減税の対象は居住者である扶養親族に限られるため、海外に住んでいる扶養親族は対象外となります。

・副業している場合

副業を行っている方は、扶養控除等申告書を出している主たる会社で定額減税の処理が行われます。複数の会社で定額減税の対象になることはありません。

・ふるさと納税への影響

ふるさと納税の限度額は定額減税を行

う前の所得割額によって決まるので、定額減税によってふるさと納税の上限額が減少する等の影響はありません。

・住宅ローン控除への影響

定額減税は住宅ローン控除が適用された後の所得税に適用されるので、定額減税によって住宅ローン控除の額が減少する等の影響はありません。

■本年度の年末調整の注意点

・令和6年6月2日以後に入社した場合

基準日である6月1日時点では従業員ではないため、月次減税を受けることはできません。ただし、扶養控除等申告書が提出された場合、年末調整において定額減税額の控除（年調減税）を受けることができます。

・令和6年6月以降に子供が生まれた場合

年の途中で出生した子供について、令和6年12月31日時点で扶養親族であれば、年末調整で扶養控除等申請書（住民税に関する事項）に記載することで年調減税額の計算に含まれます。

・扶養親族が亡くなった場合

令和6年1月1日時点で扶養親族であった親族が年の途中で亡くなった場合、その親族が死亡時点で扶養親族と判定されれば、年調減税額の計算に含まれます。

・給与所得者で公的年金等も受け取っている場合

給与と公的年金等の両方を受給している場合、公的年金等からも定額減税が適用されるため、給与からの定額減税と重複して適用されることとなります。確定申告が不要な場合を除き、確定申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額とを精算する必要があります。

■まとめ

定額減税における注意点をお伝えしてきましたが、今回ご説明できたのはほんの一部にすぎません。無数のケースが存在し、また、制度設計に欠陥があり、1人で8万円の減税を受けられてしまうケース（二重取り）も存在します。このような不公平で、難解で、煩雑である定額減税ではなく、なぜ定額給付にできなかったのかという声が皆様から聞こえてきそうです。が、今さら変わることはありません。

定額減税は今年限り。特に経理担当者には大きな負担がのしかかり、大変かと思いますが、最新の情報にアンテナを張りながら月次減税そして年調減税を乗り切りますように。

会社のための税情報



会社にまつわる『様々な情報』をお伝えします。

(協力：甲府税務署)

源泉所得税

単身赴任者等の帰省旅費を会社が負担した場合、原則として、非課税の旅費には該当せず、給与等として源泉徴収が必要です。

夏休みに実家へ帰省する計画を立てていた入社1年目の人事担当Aさんが、会社の旅費規程に単身赴任者に対して帰省旅費を支給する制度があることに気が付きました。

なお、この会社の帰省旅費の制度は、給与支給の際、単身赴任者に対し月1回分の帰宅旅費を手当として支給する制度です。



人事担当A

当社では、単身赴任者に対して帰省旅費を支給する制度があるんですね。私は、夏休みに自費で実家に帰省しなければならないのに、単身赴任者は会社の費用で帰省できるのはうらやましいです。



ベテラン職員B

実家に帰省するAさんと単身赴任者は、ちょっと条件が違う気がするけど。ところで、この帰省旅費は給与所得として課税されているんだよ。



人事担当A

あれ？旅費は非課税と聞いたことがあります、違うんですか。



ベテラン職員B

非課税とされる旅費は、所得税法第9条第1項第4号に規定されているとおり、①従業員等が勤務する場所を離れて職務を遂行するための旅行、②従業員等の転任に伴う転居のための旅行、③就職又は退職した従業員等のこれに伴う転居のための旅行、④死亡により退職した従業員等の遺族のこれに伴う転居のための旅行、この①から④の旅行について通常必要と認められるものなんだ。

帰省旅費は、①から④のどれにも該当しないので給与所得として課税が必要になるんだよ。



人事担当A

帰省旅費は非課税に該当せず、本来、従業員等が負担すべき費用を会社が負担しているため、会社から従業員等に経済的な利益を与えたとして給与所得課税が必要ということですね。



ベテラン職員B

例外として、外国人社員の休暇帰国（ホームリーブ）のための旅費は、一定の要件を満たした場合には課税しなくても差し支えない、という個別通達があるんだけど、この通達は「本国を離れ、気候、風土、社会慣習等の異なる国において勤務する者」を対象とする趣旨なので、この通達の適用を受ける外国人は、職務命令で日本に勤務する外国人と考えられているんだ。

だから、採用以前から自分の意志で日本に居住している従業員等にはこの通達の適用はないとされている点に注意が必要だね。



人事担当A

基本的に、帰省旅費は給与課税が必要ということですね。他に、旅費規程等で給与課税する必要がある支払はありますか。



ベテラン職員B

年額や月額で支給される渡切りの旅費については、原則として、職務を遂行するために行う旅行に充てるものとして支給する金銭であっても、給与等として課税が必要となるね。

ただし、この渡切りの旅費についても、その支給を受けた人の職務上の旅行の実情に照らして、明らかに非課税となる旅費に相当すると認められる金品については課税しないこととされているよ。

【関連法令】 所得税法第9条1項4号、所得税基本通達28-3、昭和50年1月16日直法6-1

法人税の電子申告は 4社に3社が ALL e-Tax です！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）を推進しています。



ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

法人が主要な別表や財務諸表など、申告に添付すべきものとされている書類をe-Taxで送信した割合は **74.1%**（令和4年度）です。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

◇財務諸表 **XBRL形式・CSV形式**

◇勘定科目内訳明細書

XML形式・CSV形式

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「[国税庁動画チャンネル](#)」に動画を掲載しています。

YouTube
「[国税庁動画チャンネル](#)」

※ 財務諸表データの提出方法については裏面をご覧ください。





インターネットで簡単・便利！ 地方税の納付に『eLTAX』の活用を！

地方税共同機構が運営する『eLTAX』(エルタックス) を利用すると、県税の納付を自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンからワンストップで行うことができます。

実際にやってみたら
簡単だった！

納付額が変わらなければ先の先まで予約
できる点が便利！

訪問支援で
サポートしてもらい
導入できました！

こんなメリットが！

- 全ての地方公共団体へ電子納税ができる
- 納付日を指定してダイレクト納付ができる
- 金融機関窓口等へのお出かけ不要
- 納付事務の負担軽減
- 手数料無料



eLTAX について更に詳しい情報は
《eLTAX ホームページ》
<https://www.eltax.lta.go.jp>



事前に登録した金融機関口座を指定して、
県税を直接納付（ダイレクト納付）することができます。
納付日を指定して納付することもでき、手数料はかかりません。
複数の地方団体へ一括で電子納税できるため、事務負担の軽減につながり、
特に毎月の特別徴収に係る個人住民税の納付に活用すると、とても便利です。

電子納税できる地方税の種類

- ① 個人住民税（特別徴収分） ② 法人県民税
- ③ 法人事業税 ④ 特別法人事業税（地方法人特別税）
- ⑤ 法人市町村民税
- ⑥ 県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割 など



◆事業所訪問によるeLTAX等の利用開始の支援を行っています◆

- 県では、電子納税の利用推進を強力に進めていくため、税務署、市町村、金融機関等と連携し、職員が事業所を直接訪問してeLTAXやe-Tax（国税電子申告・納税システム）のソフトウェア等のインストールや口座振替依頼書の作成などを支援しています。
- この取り組みにより、これまでに多くの企業・事業所がeLTAX等を導入し、納税事務の効率化を達成しています。
- 皆様におかれましても、是非とも積極的な活用をお願いします。

【問い合わせ先】 山梨県総務部税務課 ☎055-223-1386

新入会員紹介 (令和6年4月～7月) (順不同・敬称略)

有限会社 Cream Land Agent

代表者 河西 真
業種 不動産業
住所 甲府市国母 4-22-6 レジデンスカサイ 102
TEL055-221-0320 FAX055-221-0051

エース・インターナショナル株式会社

代表者 秋山 元
業種 生保代理店
住所 甲府市德行 3-8-28
TEL090-8818-5833

一般社団法人 FCyFINE PLUS

代表者 高野 孫左工門
業種 産学官連携団体
住所 甲府市宮前町 6-43
TEL055-254-7005

未来建築研究所株式会社

代表者 向山 敦
業種 鋼材販売・建築設計
住所 韮崎市大草町下條西割 1411-1 龍王産業(株) 内
TEL0551-45-6840 FAX0551-45-6870

合同会社あしやす

代表者 伊東 隆雅
業種 飲食業・宿泊業・公衆浴場
住所 南アルプス市芦安芦倉 1578
TEL055-288-2650 FAX055-288-2546
U R L <https://kanayamasawa.ashiyasustation.com>

グリーンヒル・サポート

代表者 横山 茂生
業種 不動産業
住所 甲府市緑が丘 2-11-5
TEL・FAX055-215-6172
U R L <https://www.greenhill-support.jp/>

株式会社石田興業

代表者 石田 照雄
業種 建築土木
住所 甲府市美咲 2-16-20
TEL055-215-0133 FAX055-215-0533

やまなし未来インベストメント株式会社

代表者 関 光良
業種 投資助言業
住所 甲府市丸の内 1-20-8
TEL055-267-6720

有限会社銀河の駅にらさき

代表者 武井 寿美
業種 道の駅内の小売業
住所 韮崎市中田町中条 1795
TEL・FAX0551-25-5021

合同会社韮崎鉄筋工業

代表者 福岡 南二
業種 鉄筋加工・ネジ切り加工他
住所 韮崎市大草町下條西割 1412 龍王産業韮崎工場 内
TEL080-2575-1861 FAX0551-45-6870

サーキュレート

代表者 菊地 樹
業種 広告代理店
住所 東京都八王子市明神町 2-5-5 パールハイツ 102
TEL080-2646-6062

リッチストーン株式会社

代表者 アヌブ・クマール・アルン・アガルワル
業種 宝石、貴金属、輸出入、卸
住所 東京都台東区上野 5-8-13
TEL03-4334-7658 FAX03-5812-3372

山和工業株式会社

代表者 丸山 優
業種 建設業
住所 甲府市池田 3-5-32
TEL055-242-8822 FAX055-242-8833
U R L www.woodtec30.jp

松島建設株式会社

代表者 三井 和利
業種 建設業
住所 甲斐市中下条 1744
TEL055-277-2127 FAX055-277-2157

有限会社坂本屋

代表者 芦澤 一位
業種 建設業
住所 甲府市古関町 1063
TEL0555-88-2215 FAX0555-88-2066

有限会社藤原建設

代表者 藤原 忠司
業種 建設業
住所 甲斐市中下条 2015
TEL055-277-2276 FAX055-277-8200

公益財団法人山梨総合研究所

代表者 今井 久
業種 地方(地域)調査研究機関
住所 甲府市丸の内 1-8-11
TEL055-221-1020 FAX055-221-1050
U R L <https://www.yafo.or.jp>

富士フィルム BI 山梨株式会社

代表者 本間 省三
業種 情報システム
住所 甲府市国母 1-3-7
TEL055-225-5933 FAX055-225-5944
U R L <https://www.fujifilm-fbyamanashi.com>

研修会等の予定

○決算法人説明会・インボイス制度説明会

8月29日 リッチタイヤモンド総合市民会館
10月3日 リッチタイヤモンド総合市民会館

【内容】法人税についての注意点
消費税についての注意点
源泉所得税についての注意点
インボイス制度の概要等

○新設法人説明会

9月13日 甲府法人会館

【内容】設立にともなう手続きと税金の申告納税について
日常の取引に係る法人税法上の取扱いについて
源泉徴収事務について

発行所

印刷所

公益社団法人 甲府法人会
広報委員長 興水 順彦
甲府市中央4丁目12番21号
TEL 055-1237-7774
株式会社サンニチ印刷
令和6年8月21日



AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に
法人会のビジネスガードシリーズ



Business Guard

会員企業をサポートする
AIG 損保のリスクソリューション



- 政府労災の上乗せ補償
ハイパー任意労災 (業務災害総合保険)
- 会社で入る医療補償
ハイパーメディカル (業務災害総合保険・メディカル特約)
- 初期のご相談から賠償金対応まで。労務・雇用トラブルに備える
スマートプロテクト (総合事業者保険)
- 地域社会に貢献する
ビジネスガードAUTO (法人会の自動車保険)
- 企業向け第三者賠償責任保険
オールスターズ
ALL STARS (事業賠償・費用総合保険)
- 火災と地震災害に備える
プロパティガード+企業地震保険 (企業財産保険+
財物損害補償特約+
地震・噴火危険補償特約等)
- 個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応
情報漏えいガード (個人情報漏洩保険)
- 役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える
MRP保険 (マネジメントリスクプロテクション保険)
- 海外進出企業向けサポートプラン
ワールドリスク
WorldRisk

この広告は保険の概要をご説明したものです。
ご契約の引受けに際しては、弊社所定の条件があります。
2024年4月時点の内容です。

お問い合わせ・お申し込みは

AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



A I G 損害保険株式会社 山梨支店

〒400-0032

山梨県甲府市中央2-9-21 フェース甲府ビル4F

TEL. 055-228-6311 FAX. 055-233-5323

午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)